

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 27 年度 第 1 回藤井寺市景観審議会
開 催 日 時	平成 27 年 6 月 22 日（月曜日） 10 時から 11 時 40 分まで
開 催 場 所	藤井寺市役所 3 階 305 会議室
出 席 者	<p>《審議会委員》 （出席者） 増田 昇、大西 慶一、岡山 敏哉、佐久間 康富、富山 昌克、 山本 剛、小野 常芳、西川 礼子、田村 妙美、草村 克彦 （敬称略・順不同）</p> <p>《事務局及び説明者》 （都市整備部 まちづくり推進課） 金森部長、中原課長、片田課長代理、森本主幹兼チーフ、永田主査、 都市計画担当者 （副市長） 松浦副市長</p>
会 議 の 議 題	<p>議案第 1 号 会長選出 議案第 2 号 副会長選出 【審議案件】 審議第 1 号 景観計画の変更について 審議第 2 号 景観地区の指定について 審議第 3 号 景観条例の改正について 審議第 4 号 古市古墳群景観形成地区の指定及び藤井寺市景観計画等の変更について（答申案）</p> <p>【報告案件】 報告第 1 号 公共施設景観ガイドラインの策定について</p>
審 議 会 の 資 料	<p>1 会議次第 2 議案書 3 資料 1（景観計画 変更（案）） 4 議案書参考資料</p>
会議の成立	成立
会議録の作成方法	要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている
公開・非公開の別	公開
傍 聴 者 数	0 人
その他の必要事項	

発言者	審議内容 (発言内容、審議経過、結論等)
事務局 (中原課長)	<p>1 開会</p> <p>本日は、お忙しい中、本審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、只今より、平成27年度第1回藤井寺市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>わたくし、本日の司会を務めさせていただきます、藤井寺市都市整備部まちづくり推進課長の中原でございます。</p> <p>まず、議事に先立ちまして、委嘱状の交付を行います。委員の皆様への委嘱に係ります委嘱状につきましましては、皆様の机の上に置かせていただいております。この形をもって委嘱状の交付式に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、審議会終了まで、よろしく願いいたします。</p> <p>まず初めに、開会にあたりまして、松浦副市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
松浦副市長	<p>2 副市長あいさつ</p> <p>皆様、おはようございます。副市長の松浦でございます。平成27年度の第1回藤井寺市景観審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は、委員の皆様方には、公私何かとお忙しい中、本審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、本市の景観行政に対しまして、ご指導、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、この7月には、文化庁の文化審議会世界文化遺産特別委員会におきまして、平成29年度の世界文化遺産登録に向けた国内推薦遺産の決定がございまして、百舌鳥・古市古墳群におきましても、国内推薦獲得に向け、全力で挑んでいるところでございます。本日も東京の方で、世界文化遺産の百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を進める集いというのを衆議院議員会館の方でされており、市長もそちらの方に参らせていただいております。</p> <p>これに関連いたしまして、本日は、世界文化遺産登録に向けて古墳周辺の緩衝地帯における眺望景観の保全や古墳と調和した環境を形成し、維持していくための規制・誘導(案)について、ご答申をいただけると伺っております。</p> <p>また、このような規制・誘導の取組みを進めるためには、地元の機運の高まりや理解が必要でございますので、昨年度から、古市古墳群の景観保全に関心を持っていただくよう、景観セミナーに取り</p>

組んでまいりました。

委員の皆様には、大変お忙しい中、講師をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また、ちょっと余談ではございますが、先週の月曜日にも文部科学大臣と文化庁長官の方に、この世界遺産の推薦についての要望書を上げたときも、文化庁長官の方からも、「是非ともそういう景観規制については地元の理解を得て進めていただきたい」というようなお話もございました。そういった部分でも大変、今日の審議案件は、重要になってまいります。

また、そういったまちの魅力は、行政だけで創り出せるものではなく、このような取り組みを通じまして、本市の歴史的な景観・魅力を様々な方に知って、感じていただくことが、わがまちの新たな価値を見出し、ひいては、この古墳群の世界文化遺産登録の実現により、まちの活気と賑わいを市民の皆様と共に創り上げてまいりたいと考えております。特に、古市古墳群は羽曳野市ともつながっておりますので、そこらとも合わせて進めてまいりたいと考えております。

さて、本日ご審議いただきます案件は、「景観計画の変更について」と「景観地区の指定について」、「景観条例の改正について」、「古市古墳群景観形成地区の指定及び藤井寺市景観計画等の変更について」でございます。

次に、報告案件といたしまして、「公共施設景観ガイドラインの策定について」の計5件となっております。詳細につきましては後ほど事務局より詳しく説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

委員の皆様におかれましては、豊富な経験や知識を活かし、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしく願いをいたしまして、以上簡単ではございますが、開催のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局
(中原課長)

ありがとうございました。

さて、今年度、初めての審議会でございますし、初めての委員の方もおられますので、委員のみなさまを委員名簿の順に、ご紹介させていただきます。

まず、学識経験のある委員といたしまして

増田 昇 委員でございます。

大西 慶一 委員でございます。

岡山 敏哉 委員でございます。

佐久間 康富 委員でございます。

富山 昌克 委員でございます。

続きまして、関係団体を代表する委員といたしまして

山本 剛 委員でございます。

	<p>小野 常芳 委員でございます。 西川 礼子 委員でございます。 続きまして、市民の委員といたしまして 田村 妙美 委員でございます。 草村 克彦 委員でございます。 以上が本日ご出席の委員の皆様でございます。委員の皆様、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、これより本審議会は、藤井寺市景観審議会規則に基づき、運営させていただきます。 本審議会は、合計10名の委員で構成されております。本日は、全員のご出席を賜っており、2分の1以上に達しておりますので、同規則第3条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。 恐れ入りますが、松浦副市長におきましては、この後、公務がございますので、誠に失礼とは存じますが、ここで退席させていただきます。</p>
<p>松浦副市長</p>	<p>先ほど申しましたように7月末になる中でもこういう景観についての各諮問機関から非常に注目をされておりますので、よろしくお願ひいたします。失礼いたします。 (公務により退席)</p>
<p>事務局 (中原課長)</p>	<p>それではここで、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと存じます。 第1回藤井寺市景観審議会の資料といたしまして、会議次第・議案書・議案書参考資料・資料1 藤井寺市景観計画変更(案)の計4部を事前に送付させていただいております。 また、議案書の修正資料としまして、「藤井寺市景観審議会 案件一覧」の1枚物を皆様の机の上に置かせていただいております。お手数おかけしますが、こちらは、のちに差替えをお願い致します。 以上。資料に不足等がございましたらお申し出ください。</p> <p>3 議案</p>
<p>事務局 (中原課長)</p>	<p>それでは、会議次第により審議会を進めてまいりたいと存じます。 案件に入ります前に、藤井寺市景観審議会規則第3条第1項の規定によりまして、審議会の会議は、会長が議長となることとなっております。しかしながら、今回は第1回目の会議でございますので、会</p>

	<p>長がまだ選出されておられません。そこで、会長が選出されるまで、このまま事務局が議事の進行を行いたいと存じます。</p>
事務局 (中原課長)	<p>それでは、議案の1点目、「会長の選出」について、事務局からご説明申し上げます。</p> <p>藤井寺市景観審議会規則第2条第1項の規定によりまして、審議会には会長を置くことになっております。</p> <p>また、会長の選出につきましては、委員の互選によることとなっております。</p> <p>委員の皆さん、いかがでございましょう？</p>
小野委員	<p>はい。引き続き、増田委員に会長をお願いいたしたいと存じます。</p>
事務局 (中原課長)	<p>「増田委員に会長を」とのご意見がありましたが、いかがでしょうか。</p>
(一同)	<p>異議なし。</p>
事務局 (中原課長)	<p>それでは新たに会長が選出されましたので、ここからの議事進行につきましては、増田新会長をお願いしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>増田委員には、会長席に移動いただき、ご挨拶を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
増田会長	<p>それでは、前期に引き続きまして、今期も会長のご推挙を皆様方からいただきました。増田でございます。</p> <p>先ほど、副市長のご挨拶にございましたように、この7月末に国内推薦を取れるかという重要な時期にもさしかかっておりますので、今日もそれに向けての条件整理というふうなところの議論をしてまいりたいと思います。よろしく願いしたいと思います。</p> <p>それでは、座って進行を進めさせていただきたいと思います。まず、議案の2点目、副会長選出について事務局の方から説明をお願いしたいと思います。</p>

事務局 (中原課長)	<p>事務局から、副会長の選出について申し上げます。</p> <p>藤井寺市景観審議会規則第2条第1項の規定によりまして、審議会には副会長を置くことになっております。</p> <p>また、副会長の選出につきましては、委員の互選によることとなっております。</p>
増田会長	<p>はい、ありがとうございます。今、事務局の方からご説明がありました。副会長は互選ということでありますけれども、委員の皆さん、何かございますでしょうか。はい、山本委員、お願いいたします。</p>
山本委員	<p>引き続き、大西委員に副会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
増田会長	<p>今、「大西委員に副会長を」とのご意見がありましたが、いかがでしょうか？</p>
(一同)	<p>異議なし。</p>
増田会長	<p>ありがとうございます。全会一致で大西委員にということで、お手数ですけれども、副会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
大西副会長	<p>皆さん、よろしくお願いいたします。職責は替わりましたけれども、引き続き、しっかり進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
増田会長	<p>お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、審議会を進行させていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>まず、その前に審議会の公開についてですけれども、事務局の方からの説明をお願いしたいと思います。</p>

事務局 (中原課長)	<p>本審議会は「藤井寺市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開により行われます。なお、会議録作成のために録音をさせていただきますことをご了承ください。</p> <p>会議録につきましては、委員の氏名を開示し、事前に会長にご確認いただいたうえで、公開とさせていただきます。</p>
増田会長	<p>ありがとうございます。今、ご説明がありましたように、この審議会は原則公開となっておりますので、今回の案件につきましても公開で進めてまいりたいと思いますけど、よろしいでしょうか。</p>
(一同)	<p>異議なし。</p>
増田会長	<p>ありがとうございます。会議を公開して進めてまいりたいと思います。</p> <p>今回は傍聴者の方はいらっしゃるでしょうか。</p>
事務局 (中原課長)	<p>おられません。</p>
増田会長	<p>分かりました。そうしたら、今日はいらっしゃらないということですので、このまま進めてまいりたいと思います。</p>
増田会長	<p>4 審議案件</p> <p>それでは、本日の審議案件でございますけれども、お手元でございますように、議案の会長、副会長選出が終わりまして、審議案件4件、とそれと報告案件の1件、これまで少し議論は進んでまいりましたがけれども、それも最終的な諮問を受けて答申案を出さないといけないという状況にきております。順次進めてまいりたいと思いますので、事務局の方から説明よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>まず、最初が「景観計画の変更について」よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
事務局	<p><u>景観計画の変更について説明</u></p>

増田会長	<p>はい、ありがとうございます。ただいま、ご説明がございましたけれども、初めての方もいらっしゃるので、一番最初のところですね、見ていただくのは、具体的には、別冊資料1景観計画変更案の52、53ページを見ていただきますと、ここに具体的に概要ではなくて全体像がきっちりと書かれています。まず、古市古墳群景観形成地区で区域の位置づけ、それと景観づくりの目標、設定理由、区域設定の考え方、というのが具体的に記載されております。</p> <p>その次が58ページですね。このところに古市古墳群景観形成地区の具体的な形成方針が記載されています。さらにその次、78ページを見ていただきますと、古市古墳群景観形成地区の対象、認定対象の行為と先ほども一般基準に配慮しますというような話が、79ページに建築物の形態意匠の制限というような形で書かれています。</p> <p>その次、ページをめくっていただきますと、建築物形態意匠の制限の続きが、近傍地区と周辺の住居系地区と周辺の近隣商業地区というのが書かれています。この辺りが、具体的な今回の主な点でございますけれども、それ以外は、大和川、石川の沿いの沿岸のところでも少し変更があったということでございます。</p> <p>いかがでしょうか。今まで議論もしてきましたし、パブコメをして反対意見の表明等がなかったということですのでけれども、何かご質問等ございますでしょうか。</p> <p>高度地区の方は都計審で審議し、決定されたのですか？</p>
事務局	<p>都市計画審議会の方については、来週7月1日の水曜日に予定しておりますので、ここで最終のご審議をいただく形になります。</p>
増田会長	<p>そうですか。あと、屋外広告物条例はいずれ市へ移管されるのですか。それとも当面、府の条例の事務手続きで進むのですか？</p>
事務局	<p>スタッフの関係もありまして、できるだけ早期にこの景観計画を変更しまして、景観地区設定も終わりましたら、次のステップとして、屋外広告物条例を市の方で裁量をもって運用できるように進めていくことで、検討を始めようか、というような段階です。</p>
増田会長	<p>なるほど、よろしいでしょうか。それでは、まず、審議案件の1点目でございますけれども、景観計画の変更について原案どおり承認するということがよろしいでしょうか。</p>

(一同)	異議なし。
増田会長	はい、ありがとうございます。 それでは、続きまして、案件2の「景観地区の指定について」事務局の方からご説明いただければと思います。
事務局	<u>景観地区の指定について説明</u>
増田会長	ありがとうございます。ただいまのご説明ですけれども、何回かここで議論していますので、表書き的なご説明ですけれども、具体的な項目というのは一体どうなっているのかというのが、議案書でいきますと、11 ページですね。本編の方でいうと、先に言った 79 ページからですけれども、このような感じですか。少し、目を通していただければと思います。建築物の意匠、形態意匠の制限、一般基準というのがあって、その次、項目別基準が通り外観と意匠、それとその後、色彩、さらに付帯設備というのがございまして、それぞれ基準がございまして、いかがでしょうか。何かご質問等ございましてでしょうか。 はい、佐久間委員。
佐久間委員	基本的なところは、そんなになんですけれども、何か他市と揃えられていると伺っていますので、どの程度揃っていて、どの程度独自ののかというのを、ちょっと参考までに。
増田会長	分かりました。いかがでしょうか。
事務局	まず、他市と揃えているところにつきましては、昨年度、3市と大阪府も含めた規制方針及び緩衝地帯範囲案という方針が決定されましたので、その中で、色彩基準等について3市が共通で合わせているということです。本市独自といいますのは、現在の景観計画で、本市が定めているものがありますので、通り外観、意匠等の項目別基準については、こちらの内容を踏襲したような形で定めているということでございます。 あと他市にないところで、本市には古墳群周辺近隣商業地区という指定がありますので、その地区につきましては、高層建築物についての項目別基準として、眺望への影響の少ないような配置という

	<p>ような記載をしております。以上です。</p>
増田会長	<p>よろしいか。</p>
佐久間委員	<p>はい。</p>
増田会長	<p>ほか、いかがでしょうか。</p>
山本委員	<p>基本的には、意匠関係は、変わってない？</p>
増田会長	<p>はい、前回と変わってないですね。</p>
事務局	<p>追加説明で、規模についてですが、4者で取り決められた内容で、景観地区については、大規模、中規模、小規模というような位置づけで高さの取り決めがありました。高さ以外の規模の考え方で、一部で異なっているところがあります。</p> <p>まず、堺市の方は、大・中規模で、高さ以外に階数と建築物の延べ面積の3点で縛っています。また羽曳野市の方は、高さ以外に階数と建築物の延べ面積、建築面積の4点で縛っています。本市では、例えば中規模ですと、高さ以外に建築面積が300㎡を超えるという2点で縛っており、認定が必要な行為で、規模が3市で若干異なっているということになります。</p>
増田会長	<p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>堺市は商業地区を持っているからですかね。堺市は商業地区が関係しているから、ちょっと基準が違うんですかね。</p>
事務局	<p>堺市は、現在の景観計画の規模で延べ面積や階数の縛りをして制限をかけているということもありまして、その改正ということも、規模がそのままというものもあります。本市は、現在、建築面積の縛りで定めているので、その考えで規模を定めております。</p>
事務局	<p>ですから、本市の建築面積の捉え方が、堺市では階数や延べ面積</p>

	<p>で把握をしているということです。藤井寺市は元々、建築面積でいきましたので、今回景観地区を指定するにあたって、例えば、羽曳野市と建築面積の平米数を合わせると、ほかの地区より緩くなってしまおうという、逆転現象が出てきますので、市独自で 300 m²という制限を厳しくしています。羽曳野市と藤井寺市と基準があっているのか、お隣同士ですので、そういう意味では調整の方を試みたんですけれども、やはり、羽曳野市も、少し事情がありまして、このままでいきたいんだと。そういうことがありまして、藤井寺市は 300 m²で、羽曳野市に比べますと、制限を厳しくしているというところはあります。</p>
増田会長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>そしたら、今、お諮りいたしました審議案件（2）ですけれども、景観地区の指定について、原案の通りご承認いただくということでよろしいでしょうか。</p>
(一同)	<p>異議なし。</p>
増田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、やはり、それと関連案件ですけれども、「景観条例の改正について」よろしくお願ひしたいと思います。</p>
事務局	<p><u>景観条例の改正について説明</u></p>
増田会長	<p>ただいま、ご説明のございました景観条例の改正でございますけれども、何かご質問とかご意見とかございますでしょうか。</p> <p>これは違反行為等が出てきたらどういう手続きでしたか？</p>
事務局	<p>違反行為等につきましては、まずは、適合してないと判断をしますと、助言及び指導ということから行っていきます。これで、何度か指導を行った上で、それでも従わないということになると、命令という行為になってくるということです。</p> <p>ここで、手続きとして条例では、違反を是正するために必要な措置を命令する場合は、あらかじめ審議会の意見を聞くということになっております。</p>

増田会長	これは認定申請が出てきたら、景観アドバイザーなんかは機能するんですか。そこで少し見てもらうんですか。
事務局	手続きとしては、条例で事前協議制度を設けますので、この事前協議が出てきた際に、必要に応じて、景観アドバイザーのご意見を伺いながら、事業者とも協議し、適合させた上で認定申請を行っていただくこととしております。
増田会長	少し、問題がある物件などは景観アドバイザーの方から必要な修正等をアドバイスいただけるということですか。
事務局	そうです。
増田会長	ありがとうございます。
山本委員	なおかつ、従わない場合は、罰則規定は作っているんですか。
事務局	景観法では、施行の停止命令、それから、是正の措置命令、設計者等が業務の停止処分を受ける等あり、罰則として50万円以下の罰金等も規定されています。また、原状回復命令や行政代執行についても規定されています。
増田会長	いかがでしょうか。
富山委員	よくもめて、建築物が放置されているのがありますよね。注文した通りにならない、値段が高かったりとかで、何年も放置されているときがあるじゃないですか。ああいうのって一番恥ずかしいですよ。だから、今、こういうのを拝聴してて、そういうことを想像してしまっただけです。うまくまとまって直してくださるんだったらいいけど、もめにもめて放置されたままでは余計に景観を損ねますもんね。その辺、どうなんかなと思いました。

増田会長	一応、除却命令まで出せるんですか。
富山委員	除却まではできないですね。原状回復命令というのがあります。
増田会長	原状回復命令は出せる？
事務局	原状回復命令や代替え措置では、例えば、色彩でしたら、色合いをこうなさい、というようなところまでの命令はできます。ただ、これは相当の期限を定めてということになっておりますので、期間的にいつまでというのは決まっていないところです。
山本委員	使用停止命令は出るんですか。
事務局	法的には、使用停止命令は書かれていません。景観法では、行政代執行の規定もあるということで、そこまでいくかは納得してもらえるかによりますが、法律的にはそういうところまで規定されています。
増田会長	今のところでいうと、景観地区の中でのこういう認定行為というのは、年間何件ぐらい出てきそうなんですかね。
事務局	過去3年間の平均を見ますと、景観地区内で小規模建築物は約30件程度。中規模、大規模でそれぞれ年間1件程度となっています。
増田会長	それくらいだと比較的きめ細かく対応できると。
事務局	対応できると思います。
富山委員	結局、奥入瀬溪流とかは、観光客もごみをよく捨てるじゃないですか。結局、雰囲気づくりというか。 僕は、ハワイの先生とかに居候してたときに、洗濯物を絶対に干したら怒られるんですよ。だから、意識改革が一番大きなことであ

<p>増田会長</p>	<p>って、もめさせたらあかんのでしょうかね。もめるようなことを起こすような雰囲気は漂わすとあかんわけであって、本当はもっと住んでいる方、観光に来られる方、案内をするときにしても、みんなで古墳を守っていこうというね、景観を守ろうみたいな、それをどう認知させていくかでしょうね。</p> <p>争い事は恥ずかしいじゃないですか。出れば出るほどね。立派なものをつくったとしても。</p> <p>あとは、前回も出たように、今後はルートや視点場の検討とかいうふうなことを具体的にやっていってください、という話は進んでいるんですか。周遊ルートとか観光者への案内とかいうのは、3市ともあんまり進んでないんですか？</p> <p>これは審議事項とは直接関係ありませんけど。</p>
<p>事務局</p>	<p>今日は参加されていませんが、世界遺産登録推進室の方から事前にヒアリングを受けていまして、視点場については、基本的な考え方として、人が集まれる場所として、拝所や前方部角があり、現在、その場所については、仲哀天皇陵や、仲姫命陵、允恭天皇陵古墳の宮内庁の拝所が代表的な部分と考えている。というところを言われていました。また、仲哀天皇陵の前方部コーナーのところにも非常にきれいに見えるところがあり、周回路については、そういう場所も含めたルート設定ができるのではないかとということで、今後、全体的に検討していく予定としています。</p>
<p>増田会長</p>	<p>小野さん、今度、セミナーやっていただけるみたいですけど、その辺なにか、視点場みたいな話は、市とご相談されたりとか、乗ってくれという話は具体的にあるんですか。</p>
<p>小野委員</p>	<p>世界遺産推進室の室長が、前の文化財保護課の課長でありまして、われわれ、発足当時からの先生なんです。非常によく一緒にやっております、その視点場の話も、しょっちゅう、ああしたい、こうしたいとかね。あの方の指導で一緒にやっております。それよりもっとええところあるよとかね。だから、認定までいっていませんけど、かなり検討は進んでおるようです。それで、私らも「ここが一番のスポットや」とか言って、ガイドのときに、カメラを向けている人にはお奨めしています。</p>

増田会長	いや、大事ですもんね。やっぱり、みんな観光でいうと、写真を撮る行為というのは。いい写真の取れる場所がちゃんとあるということは、ものすごく大事なことです。
富山委員	本当はカメラ置き台みたいなね。最近あるじゃないですか。変に、自撮りされたりはよくないから、その辺を設置するくらいの予算を別枠に考えていった方がいいと思います。おしゃれなね。歴史を感じるカメラ台ですよ、安物のカメラ台じゃなくて。
増田会長	そうそう。ぜひとも、観光戦略へも市としてつなげていくみたいなことがあるといいと思いますので。7月17日に小野さんの方で少しそんな世界遺産にふさわしい街並みを目指してということ。
富山委員	これ、DVDとか録画できないんですか。小野さんの映像込みで。もし、焼いてくださるんやったら、僕はあちこちの会合で配ってきますよ。めちゃめちゃ宣伝になりますよ。こういうすごいことが僕らの周りにあるんやというところでね。OKですか？だって、DVDなんか安いもんじゃないですか。
小野委員	いや、安い。市民の人には、どれだけこの古墳群が、景観の大切さ、それから、歴史的にも文化的にもどれだけ重要かということ意外と知られてないんですよ。それを中心にして、それで景観と。こんな素敵なものがわれわれに責務があるん違うのかと。後世に残していかなあかん、あるいは語り継いでいかなあかん、という話にする予定です。
富山委員	なるほど、バッチリですよ。だから、DVD下さい。著作権フリーの。
事務局	録画の方は、また、事務局の方で検討しまして、DVDにできればと考えています。
富山委員	YouTubeでも流せれば、本当に大きいと思いますよね。

事務局	配布につきましても、検討させていただきます。
増田会長	そうですね。たぶん、録画するのと同時に、小野さんがお使いになる写真がありますよね。それはたぶん、録画よりもそのものはそのデータをお借りした方がいいと思いますので。
小野委員	パワーポイントで、説明の場所をどんどん写しながらやっていこうと思っているんですよ。普通、当たり前のようにご覧になっている景色が、改めてこうして見てもらうと、すごい、ということに気がつきますよね。そうでないと、たぶん当たり前だと思って、すっと通っていらっしゃるこの景観が、実はこういうふうに見てみると、素敵だなと、再認識をね。
増田会長	そうですね。
富山委員	僕はポスターもらってるんですよ、下に貼っている。このキカイダーみたいな、右足があるやつ。あれ、めちゃ感動して、ああいうものをもっと加工すべきやね。ちょっと変えるだけで全然、魅力の見え方が違うから。
山本委員	パブリックコメントも市民から一つもないでしょ。小野さんのこのセミナーで意識を高揚するように盛り上げていただいたらね。それで、DVDでも作っていただいてね。連合会長か区長に配っていただいて、そこの住民で見ていただくようなことも考えて。
富山委員	来れなかった人に、本当に市民全員に見ていただいた方が、よっぽど勉強になるのと違います？
山本委員	こういうのがあるというのをね。
富山委員	すごい歴史を背負っているというのが分かりやすくなるんじゃないですか。

小野委員	<p>今、そういう意味でこのセミナーの周知は、民生委員が大体 86 名おります。それと観光ボランティアの会が大体 70 名ぐらいになります。それと私の住んでいる住宅は、応神さんの近傍になりますので、ここに回覧で回すんですけど。できるだけ、ほかの方に多く連れてきていただくようにしておりますから。参加は 100 名は超えると思っているんです。</p>
増田会長	<p>ありがとうございます。直接審議内容ではないんですけども、せっかくだので、住民の方々に本当の意味で知っていただくとか、新たに発見してもらおうとか、感動を覚えていただいたら、全然違うと思いますので。今日、いただいた意見を参考に、担当の方でも少し、いろんな予算替えとか、いろんなことを考えていってください。</p> <p>はい、ありがとうございました。そしたら、現在の景観条例の改正につきましても、原案通り、ご承認いただくということによろしいでしょうか。</p>
(一同)	<p>異議なし。</p>
増田会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、審議案件としては最後ですけども、4 番目、「古市古墳群景観形成地区の古市古墳群景観形成地区の指定及び藤井寺市景観計画等の変更について」の答申案の説明、今まで原案通り承認をいただけてきましたけれども。よろしくお願ひしたいと思います。</p>
事務局	<p><u>古市古墳群景観形成地区の指定及び藤井寺市景観計画等の変更について（答申案）について説明</u></p>
増田会長	<p>ありがとうございました。参考資料の 52 ページまでは、基本的に各々原案どおり承認をいただきましたので、この様な内容で。</p> <p>少し踏み込んで、付記事項として、特に公共施設ですよね。これから作られていく中で非常に重要になってきますので。ということで、付記事項を書きいただいておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>公共施設については、具体的に今後、こういう形で検討を進めていきたいというような話が、報告案件で後ほどあろうかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>1 番目の生け垣助成なんかの支援事業みたいなのは、目処が立ち</p>

事務局	<p>そうですか。</p> <p>現在のところ調整はまだ行っておりません。恐らく担当課は、農と緑保全課となりますので、調整を図りながら今後検討をしていきたいと思っております</p>
増田会長	<p>なるほど。ほかに何かご質問、あるいはご意見があるでしょうか。</p>
小野委員	<p>生け垣の件ですがね。住宅を造られたときに、塀を造られるときにこの生け垣を推奨されて、それに何らかの助成をということですよね。</p> <p>ところで、今、私が住んでいる藤ヶ丘というのは、応神さんの周辺地区になるんですかね。今で約10軒ぐらいですかね、いわゆる高齢者地区になっておまして、どんどんと住居、住んでいる方が介護センターとか病院とかいろんなところに長期滞在あるいは死去ということになりましてね、空き家になっているんですよ。所有権はあるんですよ。お子様とか、そういう方がいらっしゃるんですけど、そこにお移りにならない。</p> <p>そうすると、今、われわれの自治体で問題になっているのが、今頃の季節になると、どんどんと生け垣を含む植木、そういうものが近隣の方にはみ出してくるんですよ。住宅の方では頼みに行くんですけども、本人さんは、介護施設などに入っている。野良猫とかそういうところの温床になってしまっているという問題がありましてね。生け垣がベターなのかどうか。</p>
富山委員	<p>言ってくださってありがとうございます。すごく感じてたんです。</p>
小野委員	<p>うちも、前に生け垣にしましたが、今はブロックで屋根風にしてますね。</p>
富山委員	<p>本当の心は、カメラスタンド設置助成及び小野委員のDVD作成助成ですよね。</p>
小野委員	<p>それはちょっと難しいところですね。</p>

富山委員	<p>生け垣ってたったの3文字ですけど、すごく大きいことですよ。変にコニファーとか植えられたら、もう、10年もせんうちに台風が来たら倒れますしね。そんなところにお金をバンバン出してって、考えたら非常に怖いことですよ、この三文字は。</p>
小野委員	<p>そこへ、木が歩道へと出てきてるんですよ。今、自転車の交通ルールが厳しくなっているでしょう。切りたいんやけど、いらっしやらないから切れないんですよ。3軒ぐらいあるんですね。これは自治会でもちよつと問題になってね。一応、連絡できる方のいらっしやる方をお願いしたら、ときどき1年に1回ぐらいは伐採していただいているんですけど、そんな問題が各住宅地に出てきているように感じますよね。</p>
富山委員	<p>シンボルツリーはいいと思うんですよ、そのご家庭の何か一つの木を大切にしているという考え方は。生け垣というのは日本古来の素晴らしい文化なんですけど、でも、それは昔の里山とか、いろんなところで、きちんと日本人はエコで回してたからやってた訳であって、今、そこまで環境を意識して全部を回せて生きている人って少ないと思うんですよ。だから、高齢になって最後出ていったときにどうすんねん、ということですよね。生け垣っていうのは本当に大きな言葉やと思います。格好いいんですけどね。</p>
小野委員	<p>この生け垣の剪定を助成金でいただくんなら、各自治体喜んでできると思うんですよ。庭の中までは要りませんけどね。</p>
富山委員	<p>その条例がいるでしょうね。飛び出してきた場合は、強制的に行政代執行ができるとか、シルバーの人材がゴレンジャーのように現れて切っていくよとか。生け垣があった場合には、絶対に要るでしょうね。</p>
大西副会長	<p>うちも老人介護になりつつあるんですが、実はカイヅカイブキを植えてました。そして、私は生まれて初めて、剪定というものをやってみたんですが、カイヅカイブキは刈りすぎるとそこがへこむそうで、非常に難しいそうです。どんどん大きくなっていまして、隣の方に迷惑になるんでとって、私たちも1日かかってそこまで行って、次の日にそこを切って、その後また帰ってくるということになって、3日ばかりで行かないといけないということになって。ち</p>

	<p>よつと、生け垣は単純に植えていただいたらいいという時代ではなくなったかなというふうに思っている点。</p> <p>逆にあるお家でお聞きしたんですが、どんどん桜が伸びて、関電の電線にあたりそうになってきたんですよね。そこで、関電が勝手に切ったわけですよ。そうなりますと、桜切る馬鹿何とかという話になりまして、非常にご立腹になり、関電は結局、非常に申し訳なかったと。それから、勝手に切ったということで、所有財産の問題になりまして、関電の方が謝りましてですね。原状復帰はできないけれども、申し訳ないと。こういうことになりますんで、これについてもやはり条例で決めるなり、なんなりということにしておかないと、やはり難しい問題になると思います。</p>
富山委員	<p>どうせ切らないと、電線にあたって余計皆さんに迷惑が。</p>
大西副会長	<p>ええ、ですから、勝手に切ったということです。事前にちゃんと相談しなかった。本来は、自分で切っていただくということが筋ですよ。それを何の通告もなしに勝手に切ったということについては、かなり問題になったと。それで、関電は謝ったということになっています。</p>
富山委員	<p>では、勝手に切れるような条例にしたらいいんですね、生け垣の場合。</p>
大西副会長	<p>「連絡がつかない場合は切れます。」というふうにしておいて、たぶん、これから連絡がつかない状態がどんどんと、空き家が増えていくという社会になりますのでね。</p> <p>ですから、言われたように、連絡がついた場合は、やはりこれは個人財産ですので、きちんとしていただいて、それでもまだ、非常にお年寄りであって、自分ではできないという場合は、助成を出すなり、市の職員がというように。それからさらには、その上でちゃんとして何回か連絡がつかなかった場合は、条例に従って伐採させていただくという、そういうふうな形できちんとしたものを作っておいた方が、これから先の世代にはいいかなというふうに思います。</p>
富山委員	<p>先生。これは生け垣管理助成やね。</p>

大西副会長	そうですね。
富山委員	生け垣を管理するために市がお金を出して、シルバーの人材を使うなり造園屋さんに頼むなりという、生け垣を植え込めというんじゃないくて、維持管理だよ。
事務局	生け垣助成は、ちょっと具体的に、書き過ぎていますので、緑化助成とかに。
富山委員	そうそう、その方が絶対にいいです。除草もそうですから、草刈りもそうです。
事務局	<p>記載を変えさせていただいて、もし助成をするならば、管理のところも踏み込んで、その管理にあまり手がかからない樹種であるとか、一定のものに対しての補助にする。だから、緑であったら何でもいいというわけではなしに、後々の管理のことも含めて、どういった樹種がベターかも含めて、富山先生はご専門なのでご相談させていただくということで。</p> <p>適正管理をなされないようなものに助成をするのはいかがなものかというのは、ごもっともだと思いますので、その辺は変更をさせていただきます。</p> <p>先ほどおっしゃっていましたが、少子高齢化で空き家が増えて、樹木の繁茂であったり、そういう道路の通行に支障があるような樹木等につきましては、この5月26日に空き家対策の特別措置法というのが施行されてまして、民法上は所有者の承諾が要るんですけども、ある一定の手順を踏むと、所有者の承諾なしに、市の方が、代執行までできるというような法律が成立しておりますので、各市とも空き家対策特別措置法の施行をうけて、今準備を進めているというような段階でありますので、そういった樹木の繁茂であったり、空き家で困っているというようなお話でしたら、市役所でお受けするような法律の受け皿ができておりますので、よろしく願いいたします。</p>
増田会長	<p>5月26日は議員立法で成立して、それは悪臭みたいな臭い対策まで含んで代執行できるという割と強い法律になっています。ただ、空き家ということの認定をどうするのかという辺りは、かなり慎重を要しますけど。</p> <p>そしたら、修正提案の付記事項のところ、特に良好な景観の保全</p>

事務局	<p>形成に向けて緑化など、要するに、生け垣をとって、緑化助成など景観づくりに対する支援、助成制度の創設に努めてください、というふうにしますかね。</p>
増田会長	<p>はい。</p>
富山委員	<p>もう一つは、やはり、普及啓発活動をもっとしないといけないと思うので、それを入れておいてもいいと思うんですけど。だから、「特に、良好な景観の保全・形成に向けて、普及啓発活動に努めるとともに、緑化助成など」と。今日もだいぶ出てましたのでね。</p>
増田会長	<p>前、ある方に呼んでいただいて、幼稚園や小学校、いつもチューリップの球根をいっぱい配ってはって、残るような球根に替えた方がいいんじゃないかと、余計なコメントをお伝えしたんですよ。</p> <p>こんな緑化助成とかいったら、「こんだけお金があるから、ここに木を植えてよ」みたいなのも嫌だなど。管理する方に補助を出してあげた方がいいかなと。「お金をあげるから植えや」じゃなくて、「こっち植えた方が長く保つし、こういう管理でこうきれいにできるんやよ」という方が、絶対に後々、未来は良くなると思います。</p>
(一同)	<p>はい、そうしたら、そこを修正提案させていただいて、これで認めていただく、ということよろしいでしょうか。</p>
増田会長	<p>はい。</p>
増田会長	<p>ありがとうございます。一応、今日、予定しておりました審議案件については、この4件、全てお認めいただいたということで、一部修正案件がございましたけれども、ありがとうございました。</p> <p>5 報告案件</p> <p>最後ですけれども、その中にも出てきました、公共施設というのは非常に重要ですので、そのガイドラインの作成など積極的に取り組んでほしいというのも審議会の意向でございますので、これは今後どういう方向で検討が進むか、ということで、ご報告いただけ</p>

事務局	<p>ばと思います。よろしく願いいたします。</p> <p><u>公共施設景観ガイドラインの策定について説明</u></p>
増田会長	<p>はい、ありがとうございます。これから公共施設の景観ガイドラインを検討されるということですがけれども、この点は重要視してやってください。</p> <p>検討に際してのご意見、あるいはアイデア等をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>これは、どこかに書かれるんだろうと思いますけれども、パワポ資料の 57 ページで、「地域の景観に配慮した公共施設の整備等を行うための指針を定め、その活用により、藤井寺市が地域の景観形成の先導的役割を果たし……」で、これでいいんだろうと思いますが、対象とするのは市の事業だけではなくて、府や国の事業なんかも対象となるということによろしいですかね。そういう認識で間違いないですね。</p>
事務局	<p>間違いありません。</p>
増田会長	<p>はい、ほかはいかがでしょうか。</p>
山本委員	<p>国やその施設を藤井寺市が指定できるんですかね。</p>
増田会長	<p>指導するということになるんだろうと思うんですけど。</p>
山本委員	<p>それは、調整するわけですか。</p>
増田会長	<p>どうですか。その辺のガイドラインは作って、基本的にはということ。特にそれをさらに進めていこうとすると、この景観重要公共施設というのに市が指定すれば、さらに踏み込んでいけると。</p>
事務局	<p>本市は、市全域を景観計画区域に指定しておりますので、それに基づき、国・府の施設が何か行為をするときは、本市と協議をする</p>

増田会長	<p>ということになっております。その中で、特にガイドラインがないままの指標ではなかなか実効性が上がりませんので、公共施設として望ましい方向性を示したガイドラインを整備の上、そのガイドラインにのっとって、国、府、市の施設について整備していく、という趣旨でございます。</p>
	<p>いかがでしょうか。特に今日の話が出ていると、たぶん、60ページのところの時間経過への配慮というので、例えば、石川や大和川の河川公園であったり、あるいは府道、国道であったりというところの管理ですよ。その辺りは、これから特に重要になってくるでしょうから。</p>
	<p>その辺り、いつもいろんなところで問題になるのが街路樹の樹形ですよ。あまりにも、居住者の意見、苦情だけに対応していると、すごいケヤキの形態になったりとか。あとは、基本的な視点で利用者への配慮というのは。利用者というのは、大きな概念なんですけど、居住者及び代行者、両方とも入ってるんですよ。だから、まずは住まわれている方々、あるいは市民の方々、そして来訪されて来られる方ということを確認しておいた方がいいと思うんですね。</p>
	<p>ほかはどうですか。この頃、特に公共事業に関しては維持管理に対するお金がかなり逼迫していますので、うまく管理されないという問題が出てきますから、その辺りどこまできっちり書き込むか。</p>
草村委員	<p>一つ、藤井寺市の考えを教えてくださいたいのですが。例えば、パワーポイントなら27ページなんですけど、この地図で見ますと、私はいつも散歩をするんですけども、津堂城山だけポツンと飛び地状態になっているので、世界遺産になるにしても、津堂城山とこの大きな部分とをつなぐ回廊みたいないところがないと。</p>
	<p>実際は車ですっど行くという人だけじゃなくて、そこから飛び地まで歩くと考えると、お奨めのルートみたいな、回廊が1本必要になると思います。普通歩くと考えますと、駅前から。そうすると、先ほど、生け垣の件でも出ましたけども、闇雲に好きなところを歩いてもらって、補助金を出しまくるということではできないので、藤井寺市としたら、ルートとなる1本線を引っ張ってもらって、このルートがお奨めの道ですよ、というのが必要かと。たぶん、長尾街道もしくは北岡から入っていくんだと思うんですけども。</p>
	<p>ところが、あるルートというのは、歩かれたら分かりますけれども、猫屋敷と言われているように、人の住んでないところもありますしね。早めにそういう回廊を決めていかないと、実際に登録していくのにしても、いろんなところを勝手に歩かれて、景観の悪いと</p>

<p>増田会長</p>	<p>ころがいっぱいありますので、そういうのを考えると、ここのガイドラインのどれに当てはまるか分かりませんが、市民から見てもここはあまり見せたくないな、という道もありますし、藤井寺市が選定されて、このお奨めルートがありますよ、みたいなのだったら、そこを優先的に景観をよくしていくというのが、筋じゃないかな、というふうに思いました。</p> <p>いつも散歩している津堂城山とこの地図でいうと下の部分のつながりの線が1本もないので、何か、決めていっておかないとお金がいくらでも要るんじゃないか、という気がします。</p> <p>ありがとうございます。これは公共施設整備のガイドラインで示すというよりも、この景観計画のところの27ページ、こういうふうな構造だと考えているんですね。</p> <p>これは孤立しているんじゃないかと、ちゃんとこれがつながっているというのが、本来の考え方ですから、ご指摘のあったように、この中で具体的に、シンボリックな、ロード的な考え方ですね。ネットワークというのをどう考えていくのか、という辺りが、先ほども推奨ルートの設定だとか、その辺りを戦略的にやっていただくと、これが実現していくということだと思います。ぜひとも取り組んでいただけたらと。</p> <p>何個かやっているんですよ。藤井寺市ではないんですが、大阪市の「歴史の散歩道」という指定をされたり、堺市でも「百舌鳥周遊ルート」という指定をされたり、あるいは大阪市の各区は、緑あふれる散歩道かな、何かそういう区ごとにわりとこの道をずっと歩いていたら、公園を伝って歩けたり、緑のわりと多いルートですよみたいなことを推薦したりしているんです。そんなのも一つだと思いますけどね。</p>
<p>事務局</p>	<p>景観計画の方では、古市古墳群回廊景観ということで、このV字型に設定しておりますので、先ほどもありましたように、世界遺産登録推進室の方で、視点場であるとかの選定作業をしております。その中で当然、津堂城山古墳というのは離れており、どこに誘導していくのか、ということもありますので、その辺の動きと連動して、景観計画の中に景観行政はどうしていくのか、というのは盛り込んでいくような形になろうかと思えます。</p>
<p>増田会長</p>	<p>大阪市の「歴史の散歩道」でされたやつは、路盤にレンガタイルで少し印をしたようなやつがありますけど。現地の中でサイン化するのか、あるいはこの頃のことですから、携帯でアクセスすればそ</p>

富山委員	<p>のルートが全部見れるというような形にするのか、その辺りは、是非とも取り組んでいただければと思います。</p> <p>ルート検索したら出てくるみたいな方が、あとの維持管理は大変じゃないかもしれません。変に案内看板を立てていくと、その看板自体が劣化する可能性がありますから。</p> <p>何か白いプランターとか下火に見えるんですけど、ちょっと歴史を感じるような土色というか、お安い樹脂製でいいと思うんですけど、そういうのを歩いていただきたいところに配って、その近隣の住民がボランティアでお花を育ててもらって、フラワーロードにしたら、一番、外国人が来られたら喜ぶと思うんです。木を植えてしまったら後が大変なんで、木を植えるにしてもコンテナに植えて、その後管理してもらおうとかいうのが要るでしょうね。</p> <p>だから、すべて維持管理費だと思うんですよ。ただお金をあげて植えやというのではなくて、「こうやったらうまくお金がかかると管理できるよ。」っていうところを、どうこのルートの住民に教えていくか、みたいなね。</p> <p>草村委員、すみません。僕も27年間、NHKの趣味の園芸に出させてもらっているんですけど、未だに視聴率1%なんですわ。アジア人、日本人って、100人に1人しか花と緑に興味を持ってくれないで、99人はオブジェに見えているんですわ。ご指摘どおり、頑張りますので。</p>
増田会長	<p>貴重なご意見をありがとうございます。ほかいかがでしょうか。これから、検討ということで考えられますので、いろんな意見を。</p>
富山委員	<p>ちょっと気になったのが、この変更案の一番最後の辞書的な用語のところなんですけど。102ページの辛國神社の中が「です」「ます」調なんですよ。「である」調に統一されているのに「始まります」となっている。もう一個が105ページの「栄えました」になっているんですね。東高野街道のところ。「栄えた」でいいのに。他はみんな「である」調なのに、この2点だけ「ですます」調。</p>
増田会長	<p>はい、分かりました。ありがとうございます。いや、読み物として、やはり一定のルールを持っているというのは大事ですから。ありがとうございます。</p> <p>ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>そしたら、9月ですか10月に公共施設のガイドライン、ここで少</p>

増田会長	<p>し自由な意見交換ができるようなただき台を出していただいて、議論を深めたいと思いますので、宜しく願いしたいと思います。</p> <p>どうも、ありがとうございました。一応、今日、予定をしておりました案件はすべて終わったかと思えますけれども、何かこの際、委員の皆さんからご発言ございますでしょうか。</p> <p>そしたら、事務局から何かその他、ございますでしょうか。</p>
事務局	<p><u>第3回景観セミナーの結果、第4回景観セミナー開催について報告</u></p>
増田会長	<p>はい、ありがとうございました。これまでのセミナーは、だいたい概要版みたいな、そのときにお使いになったパワーポイントの資料みたいなやつは、順次冊子的に記録はできているんですかね？</p>
事務局	<p>今までの分も含めて保管しています。</p>
増田会長	<p>なるほど。どこかでそれも見れるようにすると、ものすごくいいと思うんですね。</p> <p>何かその他、ございますでしょうか。</p>
事務局	<p><u>平成27年度第2回景観審議会の日程について報告</u></p>
増田会長	<p>はい、ありがとうございました。次回は、公共施設の景観ガイドラインでしょうから、岡山先生には、事前に少し目を通していただいて、是非ともご意見をいただくという手続きをしていただければと思います。お手数ですけど、見ていただいて、こんな点をとこののを、ご意見をいただければということで、宜しくお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。これで全ての案件が終わったかと思えますので、事務局の方にお返ししたいと思います。</p>

事務局 (中原課長)	<p>6 閉会</p> <p>増田会長におかれましては、議長をお務めいただき、ありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、ご審議を賜りましたことに、お礼を申し上げます。以上をもちまして、平成27年度第1回藤井寺市景観審議会を閉会させていただきます。皆様、本日はありがとうございました。</p>
---------------	--